

報道関係者 各位

令和5年10月18日(水)  
【照会先】  
山口労働局労働基準部監督課  
監督課長 山下 徹  
地方労働基準監察監督官 加藤 祐志  
電話 (083) 995-0370

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導等の状況について(初公表)

### ～自動車運転者を使用する事業場の78.8%で法令違反～

厚生労働省山口労働局(局長 なだ ゆたか 名田 裕)では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

山口労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、当局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主に対し要請する取組を行っています。(別紙2-1参照)

#### 【令和4年の監督指導の概要】

- 監督指導を実施した事業場は 85 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、67 事業場 (78.8%)。また、改善基準告示<sup>(※)</sup>違反が認められたのは、43 事業場 (50.6%)。  
(※)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (32.9%)、②割増賃金の支払 (12.9%)、③時間把握 (3.5%)。
- 主な改善基準告示違反は、①最大拘束時間 (31.8%)、②休息期間 (24.7%)、③総拘束時間 (20.0%)。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況(令和4年)

(別紙2-1) 発着荷主等に対する要請の取組

(別紙2-2) 発着荷主等に対する要請時に配付するリーフレット

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和4年）

### 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項		
				労働時間	時間把握	割増賃金
トラック		67	49	20	3	8
			(73.1%)	(29.9%)	(4.5%)	(11.9%)
バス		5	5	2	0	0
			(100.0%)	(40.0%)	—	—
ハイヤー・タクシー		10	10	4	0	2
			(100.0%)	(40.0%)	—	(20.0%)
その他		3	3	2	0	1
			(100.0%)	(66.7%)	—	(33.3%)
合計		85	67	28	3	11
			(78.8%)	(32.9%)	(3.5%)	(12.9%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

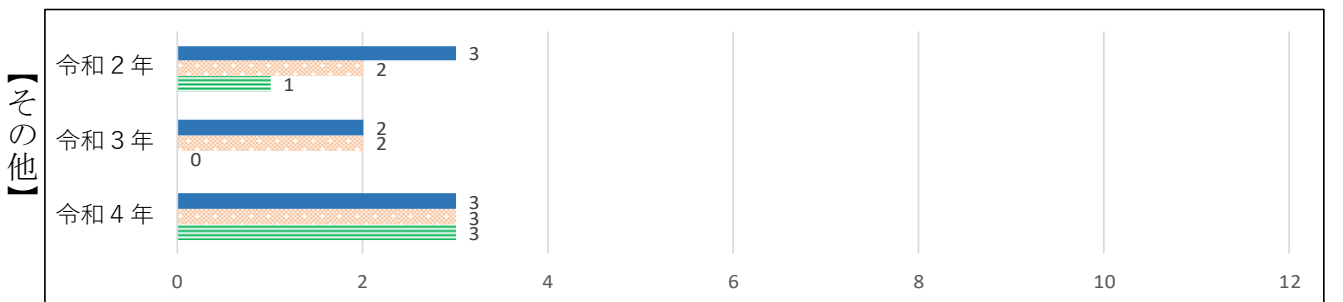
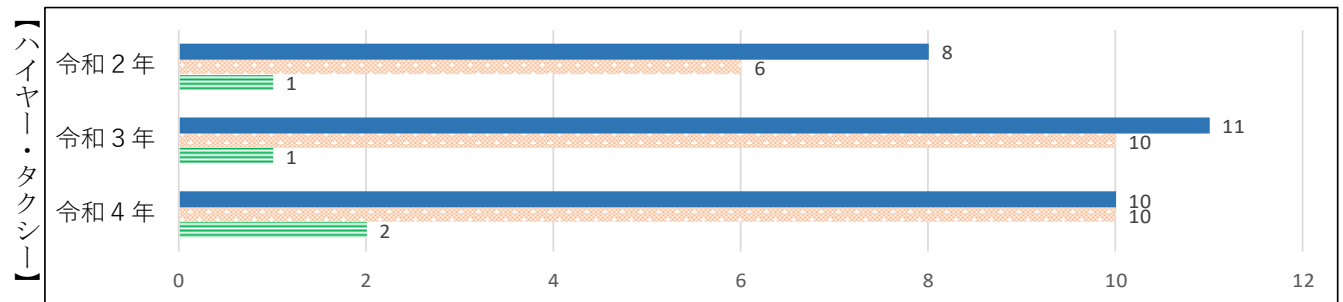
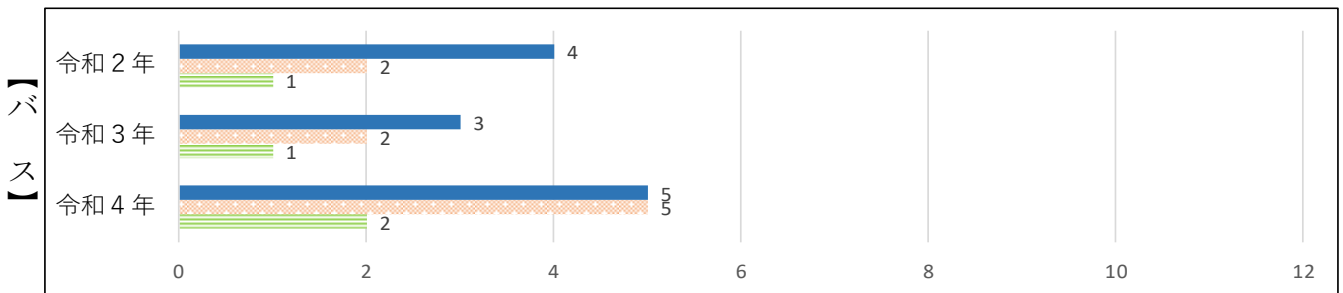
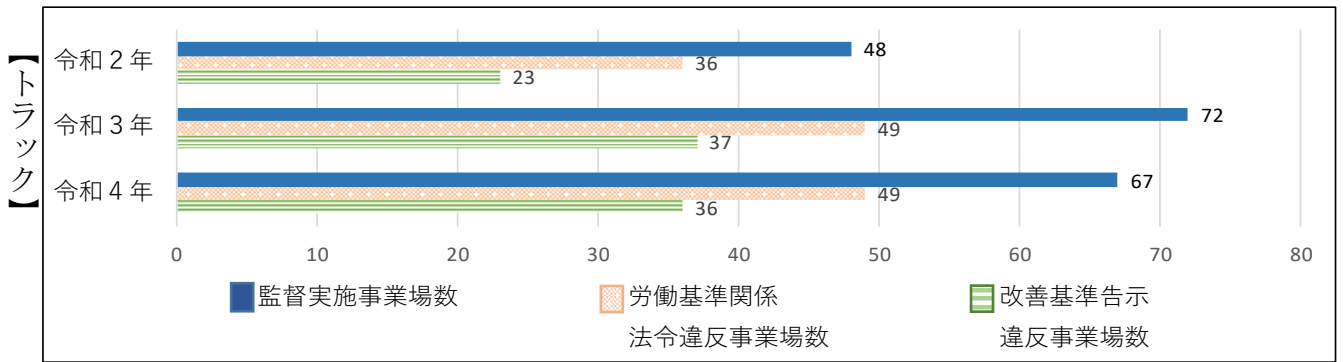
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
				総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック		67	36	12	25	19	12	14	0
			(53.7%)	(17.9%)	(37.3%)	(28.4%)	(17.9%)	(20.9%)	—
バス		5	2	2	0	0	1	0	0
			(40.0%)	(40.0%)	—	—	(20.0%)	—	—
ハイヤー・タクシー		10	2	1	0	0	0	0	1
			(20.0%)	(10.0%)	—	—	—	—	(10.0%)
その他		3	3	2	2	2	2	1	1
			(100.0%)	(66.7%)	(66.7%)	(66.7%)	(66.7%)	(33.3%)	(33.3%)
合計		85	43	17	27	21	15	15	2
			(50.6%)	(20.0%)	(31.8%)	(24.7%)	(17.6%)	(17.6%)	(2.4%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 令和2年から令和4年までの3年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年	令和2年	令和3年	令和4年
監督実施事業場数	48	72	67	4	3	5	8	11	10	3	2	3
労働基準関係法令違反事業場数	36	49	49	2	2	5	6	10	10	2	2	3
改善基準告示違反事業場数	23	37	36	1	1	2	1	1	2	1	0	3

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例（トラック）

### 長時間労働のおそれのある運送会社に対する監督指導

#### 概要

- 36 協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。また、時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える者が最も多い月で18名おり、最長で130時間の者が認められた。
- 運転者の中に、1か月の拘束時間が上限の293時間を超えている者が認められた。

#### 労基署の対応

- 1 36 協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。併せて、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について具体的な方策を講ずるよう指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反

長時間労働の削減

- 2 運転者の1か月の拘束時間が293時間を超えてはならないことを是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反（1か月の総拘束時間）

#### 指導後の会社の取組

- 求人募集を強化し、運転者の労働時間の平準化を図るとともに、倉庫作業の分担化も図ることにより労働時間の削減を図った。

## 荷主特別対策チームの編成

### (目的)

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

### (構成員)

荷主特別対策チームは、①局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、②労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（※）により構成する。

※ 平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

### (実施事項)

- 1 署は、発着荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。



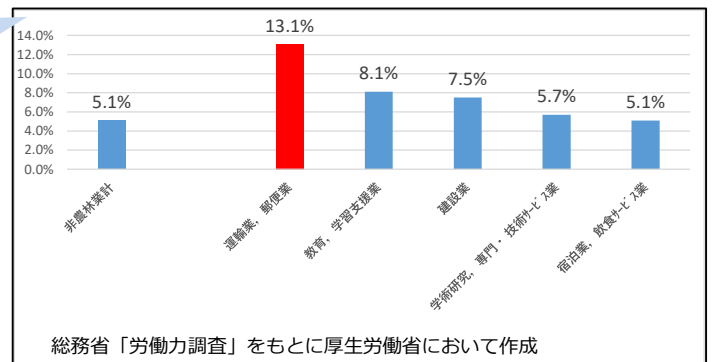
# 道路貨物運送業の実態

**⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

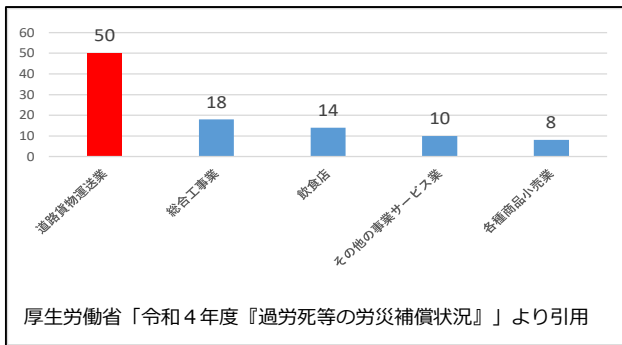
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



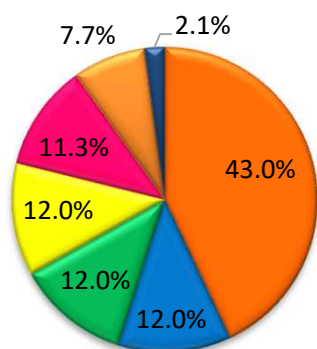
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています



# 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**  
**ような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**  
**場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」



# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**



いえいえ。  
**荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。**  
また、**会社の規模など関係ありません。**  
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		